

令和 7 年 度

事 業 報 告 書

地 方 競 馬 全 国 協 会

概 要

令和7年度は、競走面では新しいダート競走体系が本格的に開始されて2年目を迎え、3歳ダート三冠競走の最終戦では三冠馬誕生への期待が高まるなど、大きな盛り上がりを見せた。日本のダート競馬の国際的な舞台への挑戦も進展し、アメリカで開催されたブリーダーズカップクラシックで、フォーエバーヤングが日本競馬史上初の優勝を果たし、地方競馬所属馬もディクテオンがコリアカップを制するなど、世界的にも注目を集めている。

こうした中、令和7年度の公正確保事業、競馬活性化事業、畜産振興・競走馬生産振興事業及び競馬開催状況等については、次のとおりであった。

公正確保については、主催者と一体となって策定した「総合的な公正確保対策」に基づいて不祥事案の根絶に取り組み、公正確保の徹底を図った。

競馬活性化計画の推進については、地方競馬主催者の経営基盤の強化を図るため、引き続き、強い馬づくり、競走体系の整備等、地方競馬の魅力を向上させる事業の推進に取り組んだ。

「地方競馬における強い馬づくり計画」に係る取組では、「馬」、「人」、「環境」の側面から、強化指定馬制度、優良2歳馬導入促進事業、施設整備への補助やNAR生産牧場賞の拡充等、地方発の強い馬の輩出に取り組むとともに、地方競馬の魅力の中心となる「ダートグレード競走」や「シリーズ競走」に関する情報を発信したほか、主催者と連動した全国的な広報や集客の見込める年末年始等の特定期間の集中的な広報事業を展開し、地方競馬の売上の最大化に努めた。

また、畜産振興及び競走馬生産振興の取組に対する補助のさらなる拡充を図ったほか、児童向け書籍の作成や馬事畜産振興推進の各種取組を通して地方競馬の社会貢献を周知した。

令和7年度の地方競馬の開催状況は、14主催者15競馬場において、256回（前年度261回）、延べ1,305日（前年度1,328日）であった。総売得金額は、4・5月のばんえい競馬における馬インフルエンザの発生や、夏の豪雨による金沢競馬場の甚大な被害など、困難な状況に直面したものの、1兆1,468億円（前年度1兆1,287億円、前年比101.6%）、また1日当たりでは8億7,882万円（前年度8億4,993万円、前年比103.4%）となり、いずれも過去最高を更新した。このうち電話・インターネット投票（以下、「在宅投票」という。）は、1兆497億円（前年度1兆242億円、1日当たり前年比104.3%）を売上げ、総売得金額の91.5%を占めた。（附属資料第1表参照）

その結果、1号交付金と2号交付金を合わせた交付金総額は157億円（前年度155億円）となった。（附属資料第2表参照）

I. 業務内容等

1. 業務内容

地方競馬全国協会は、競馬法に基づき、地方競馬の公正かつ円滑な実施の推進を図るとともに、馬の改良増殖その他畜産の振興に資することを目的に、以下の業務を行うこととされている。

- ① 馬主及び馬を登録すること。
- ② 調教師及び騎手を免許すること。
- ③ 調教師及び騎手を養成し、又は訓練すること。
- ④ 審判員その他の地方競馬の実施に関する事務を行う者を養成し、若しくは訓練し、又は主催者等の要請に応じて、これらの者を派遣し、若しくはそのあつせんをすること。
- ⑤ 主催者に対して地方競馬の公正な実施を確保するために必要な情報の提供、助言その他の支援を行うこと。
- ⑥ 競馬の開催回数、一回の開催日数、開催の日取り及び競走の編成その他競馬の開催に関し、競走体系の整備その他の観点から、主催者間における必要な調整を行い、又は主催者に対して必要な助言を行うこと。
- ⑦ 主催者が共同して利用する競馬の事業のための施設又は設備の設置又は整備を行うこと。
- ⑧ 地方競馬に関する調査及び研究を行うこと。
- ⑨ 認定都道府県等が認定競馬活性化計画に基づいて行う事業につきその経費を補助すること。
- ⑩ 地方競馬における競走馬の需要の変化、認定競馬活性化計画の実施その他の地方競馬をめぐる情勢の変化に対応して行う競走馬の生産の振興に資するための事業につきその経費を補助すること。
- ⑪ 前号に掲げるもののほか、馬の改良増殖その他畜産の振興に資するための事業につきその経費を補助すること。
- ⑫ 交付金の受入れを行うこと。
- ⑬ 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- ⑭ 前各号に掲げるもののほか、協会の目的を達成するため必要な業務を行うこと。
- ⑮ 主催者からの委託を受けて競馬の実施に関する事務を行うこと。

2. 主たる事務所等の所在地

- ① 主たる事務所 東京都港区六本木1丁目9番10号
- ② 附属機関 地方競馬教養センター
栃木県那須塩原市接骨木443

3. 資 本 金 該当なし

4. 役員の状況（令和8年3月31日現在）

定数：理事長1人、副理事長1人、理事5人以内、監事2人以内

役 職	氏 名	就任年月日 及び現在の任期	経 歴
理事長	斉藤 弘	令和4年3月1日就任 任期 令和7年8月 1日 ～令和10年7月31日	昭和57年 4月 特別区競馬組合入庁 平成27年12月 特別区競馬組合副管理者 令和 3年12月 任期満了
副理事長	仙台光仁	令和7年7月1日就任 任期 令和7年7月 1日 ～令和8年7月31日	平成 3年 4月 農林水産省入省 令和 3年10月 (独)日本貿易振興機構理事 令和 5年10月 中国四国農政局長 令和 7年 6月 退職（役員出向）
理事	秋元稔弥	令和2年11月1日就任 任期 令和6年11月 1日 ～令和8年10月31日	昭和58年 4月 地方競馬全国協会採用 令和 2年 4月 企画部長 令和 2年10月 退職
理事	相川貴志	令和6年8月11日就任 任期 令和6年8月11日 ～令和8年8月10日	昭和59年 4月 地方競馬全国協会採用 令和 2年 4月 総務部長 令和 4年11月 参与
監事	久代伸次	令和6年8月1日就任 任期 令和6年8月 1日 ～令和8年7月31日	平成元年 3月 自治省入省 令和 5年7月 総務省自治行政局公務員部 福利課安全厚生推進室長 令和 6年7月 退職（役員出向）
監事 (非常勤)	押川二尚	令和4年11月1日就任 任期 令和6年11月 1日 ～令和8年10月31日	昭和57年 4月 地方競馬全国協会採用 平成28年 4月 監査室長 令和元年 6月 (一財)地方競馬共済会 常任理事

5. 職員の状況

令和7年度末職員定数：128人（実員：119人）

6. 協会の沿革

昭和37年8月 地方競馬全国協会設立（東京都港区芝西久保桜川町）

昭和30年代の地方競馬の進展に伴い、

- ① 都道府県別に行われていた馬主及び馬の登録並びに調教師及び騎手の免許の全国的な統一を行うこと
- ② 主催者毎に行っていた調教師及び騎手、審判員等地方競馬の開催のための専門職員の養成・訓練の業務を全国段階で実施すること
- ③ 地方競馬の売上金の一部を交付金として受入れ、各畜産地域における馬の改良増殖その他畜産の振興に資する事業に対して補助をすること

以上の必要性から、競馬法の一部改正により、地方競馬の公正かつ円滑な実施の推進を図るとともに、馬の改良増殖その他畜産の振興に資することを目的に特殊法人として設立された。

昭和 39 年 11 月 附属機関の騎手教養所（現地方競馬教養センター）を
東京都八王子市から栃木県塩谷郡塩原町に移転

昭和 39 年 12 月 主たる事務所を東京都港区麻布台に移転

平成 20 年 1 月 特殊法人から地方共同法人へ法人格変更

平成 17 年 12 月に閣議決定された行政改革の重要方針を受け、平成 19 年に競馬法が改正され、平成 20 年 1 月から協会は主催者が主体となって運営する地方共同法人とされた。

令和 6 年 1 月 主たる事務所を東京都港区六本木に移転

7. 設立の根拠 競馬法（昭和 23 年 7 月 13 日法律第 158 号）

8. 主務大臣 農林水産大臣

9. 運営委員会の概要（根拠規定：競馬法第 23 条の 17～23・26）

運営委員会は、協会の意思決定機関として、定款の変更、業務方法書の作成及び変更、予算及び決算、事業計画の作成及び変更等の重要事項を議決する。また、運営委員会は、理事長及び監事の任命、理事長が副理事長及び理事を任命する際の同意も行うこととされている。

<運営委員会委員>

- ① 運営委員会は、運営委員 9 人以内で組織する。
- ② 運営委員は、競馬を行う都道府県等の長 7 人以内、学識経験者 2 人以内をもって充てるものとする。
- ③ 運営委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

令和 8 年 3 月 31 日現在の運営委員は次のとおりである。令和 8 年 1 月 10 日に前任期の委員が全員再任され、任期は令和 11 年 1 月 9 日までとなっている。

氏 名	職 名 等	備 考
鈴木 直 道	北海道知事	
達 増 拓 也	岩手県競馬組合管理者	岩手県知事
服 部 征 夫	特別区競馬組合管理者	台東区長
平 田 良 徳	神奈川県川崎競馬組合管理者	神奈川県副知事
大 村 秀 章	愛知県競馬組合管理者	愛知県知事
服 部 洋 平	兵庫県競馬組合管理者	兵庫県副知事

引馬 誠也	佐賀県競馬組合管理者	佐賀県副知事
内藤 邦男	学識経験者	前一般財団法人大日本蚕糸会会頭
斉藤 弘	学識経験者	地方競馬全国協会理事長

10. 評議員会の概要（根拠規定：競馬法第23条の34～35）

評議員会は、理事長の諮問に応じ、協会の業務の運営に関する重要事項を調査審議するほか、協会の業務の運営につき、理事長に対して意見を述べることができる。

また、理事長は定款の変更、業務方法書の作成及び変更、予算及び決算、事業計画の作成及び変更について、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

＜評議員＞

- ① 評議員会は、評議員12人以内で組織する。
- ② 評議員は、学識経験を有する者のうちから、理事長が農林水産大臣の認可を受けて任命する。
- ③ 評議員の任期は、3年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

令和8年3月31日現在の評議員は次のとおりである。令和8年3月1日に任命を行い、任期は令和11年2月28日までとなっている。

氏 名	職 名 等
上野 透	公益社団法人 兵庫県畜産協会専務理事
上野 儀治	公益社団法人 日本軽種馬協会副会長・常務理事
北出 加代子	銀座法律事務所 弁護士
小島 友実	競馬ライター
近藤 康二	公益社団法人 中央畜産会専務理事
鈴木 淑子	競馬パーソナリティ
瀧本 彩加	北海道大学大学院文学研究院准教授
田中 芳郎	胆振軽種馬農業協同組合代表理事組合長
古林 英一	北海学園大学経済学部教授
本田 廣一	一般社団法人 日本地方競馬馬主振興協会会長
真島 元徳	全国公営競馬調教師会連合会副会長
吉田 勝利	一般社団法人 岐阜県馬主会副会長

11. 地方競馬活性化会議の概要（根拠規定：地方競馬全国協会定款第31条）

地方競馬活性化会議は、運営委員会の議決を経なければならない事項について、あらかじめ協議するとともに、運営委員会で議決された事項（地方競

馬の公正な実施を確保するために必要な事項は除く。) に関し、その円滑な実施を図るため必要な事項について協議する。

併せて、地方競馬活性化計画の作成及び変更並びに計画に基づく取組の評価、その他地方競馬の振興に係る諸施策の協議等を行う。

本会議は、主催者における競馬の実施に係る実務責任者で構成する。

12. 地方競馬公正会議の概要（根拠規定：地方競馬全国協会定款第 31 条の 2）

地方競馬公正会議は、運営委員会で議決された事項のうち地方競馬の公正な実施の確保に関し、その円滑な実施を図るために必要な事項について協議する。

併せて、協会が行う主催者に対する地方競馬の公正な実施を確保するために必要な情報の提供、助言、その他の支援（以下「支援業務」という。）の方針、その方針に基づく具体的な支援業務の実施に関する事項、主催者の定める公正確保に関する諸規定に関する事項の協議等を行う。

本会議は、主催者における競馬の実施に係る実務責任者で構成する。

13. その他委員会の概要

常設の委員会として、馬主登録審査委員会、調教師・騎手免許試験委員会、騎手候補生入所試験委員会、畜産振興補助事業審査委員会、畜産振興補助事業評価委員会、競走馬生産振興補助事業審査委員会及び競走馬生産振興補助事業評価委員会を設置している。

Ⅱ. 事業実施状況

1. 競馬の公正かつ円滑な実施に向けた業務

「お客様に安心して楽しんでもいただける地方競馬」の実現を図るため、競馬の公正確保の徹底を図るとともに、競馬の円滑な開催に向けて主催者と連携して取り組んだ。

（1）馬主及び馬の登録

馬主登録については、関係団体とも連携して情報収集に努め、慎重に審査を進め登録を行った。馬登録については、正確な登録に努め、引き続き名義貸借の防止に取り組むとともに、引退競走馬の福祉対策の推進に向けた申請抹消制度の活用促進を図るため、厩舎関係者へ申請抹消手続きの必要性など周知を行い意識の醸成に取り組んだ。

① 馬主の登録

新規登録	抹消	令和8年3月末数
427 件	227 件	6,173 件

※詳細は、附属資料第3表参照

※新規登録には、JRAの協力を得て、新規のJRA登録馬主に対して地方競馬への勧誘を行い、申請のあった98件について登録した数を含む。

② 馬の登録

		新規登録	抹消	令和 8 年 3 月末数
令和 7 年度計		6, 224 頭	6, 004 頭	13, 848 頭
内 訳	サラ系	5, 793 頭	5, 644 頭	12, 925 頭
	アラ系	0 頭	0 頭	0 頭
	ばんえい	431 頭	360 頭	923 頭

※詳細は、附属資料第3表参照

(2) 調教師、調教師補佐及び騎手の免許、厩務員設置認定についての協力

① 調教師、調教師補佐及び騎手の免許

調教師、調教師補佐及び騎手の免許を厳正に行った。競馬の公正確保及び不祥事案の再発防止のため競馬法遵守について誓約書を求め、受験者の一層の自覚を促した。筆記試験においては業務上必要な知識や技術に加え、公正確保の重要性とその責務について重点的に出題するとともに、面接試験においては免許期間内に受けた処分、注意について改めて反省を促した。

また、飲酒運転、通信機器に関する違反、ハラスメントといった事案について注意喚起を行うなど、主催者とも連携して不祥事案の根絶に向けて意識の向上とモラルの強化を図るとともに、試験の実施方法について、受験者の申請手続きの簡素化や効率的な試験の実施を目指し電子化の検討を行い、実施に向けて取り組むこととした。

免許の種類	申請者	合格者	免許	取消	令和8年4月1日 現在数
調教師	494 名	433 名	433 名	7 名	422 名
調教師補佐	100 名	44 名	40 名	3 名	39 名
騎手	308 名	289 名	285 名	12 名	281 名

※詳細は、附属資料第4表参照

※平地競走3回、ばんえい競走1回の免許試験を実施

※上記のほか、指定交流競走等に関する特例によりJRAの調教師延べ897名及び騎手延べ647名に対し免許した。また、外国において馬の騎乗に関し免許されている者に対して、臨時の免許試験を実施し2名に免許した。

② 厩務員設置認定についての協力

主催者が行う厩務員の認定への協力として、認定を行おうとする者で、あらかじめ調査依頼のあった 355 件について調査・回答を行うなど、認定の際に助言を行い、主催者が厳正に厩務員認定を行えるよう支援した。令和 8 年 4 月 1 日現在の認定厩務員の数は 2,435 名である。

(3) 調教師及び騎手の養成・訓練

地方競馬教養センターにおいて、調教師及び騎手の養成・訓練を実施するとともに、不祥事案等の防止のため、調教師、調教師補佐及び騎手に対して、協会本部等において研修を実施した。(附属資料第 5 表参照)

騎手の養成・訓練においては、フィジカルトレーニング、実馬訓練以外での技術指導等、充実を図った教育カリキュラムを遂行するとともに、メンタルトレーニングやカウンセリングにも注力した。

また、障害角馬場の埒を FRP 製化し安全な訓練環境の整備を進めたほか、騎手候補生の安定的で良好な生活環境を推進するため候補生寄宿舎を整備した。

① 調教師、騎手の養成

ア 調教師の養成については、調教師課程（養成期間 1 ヶ月以内）を 2 回実施し、9 名が同課程を修了した。

また、調教師課程修了生を対象として、免許試験に向けた講習会を実施し、2 名が受講した。

イ 騎手の養成については、騎手課程（養成期間 2 ヶ年）第 107 期、第 108 期の養成を実施し、このうち第 107 期 9 名が同課程を修了した。

また、令和 8 年春入所生の募集活動に努めた結果、50 名（前年度比 1 名増）の受験申請があった。

② 調教師、騎手の訓練

調教師研修講座 4 回（計 7 名）、騎手研修講座 15 回（計 19 名）及び新人騎手研修 1 回（14 名）を実施した。

(4) 開催執務委員等の養成、訓練

① 開催執務委員の養成

専門職員を養成するための研修については、基礎研修を 4 回、業務別研修を 8 回（裁決委員研修、決勝審判委員研修、発走委員研修、馬場管理委員研修をそれぞれ 2 回ずつ）実施した。(附属資料第 6 表参照)

② 現場配置後の委員の技術研鑽

現場配置後の業務経験者のレベルアップを目的として、裁決委員研修と

発走委員研修を各 1 回実施した。

(5) 公正確保の徹底に向けた取組

① 不祥事案発生防止のための取組

ア 厩舎関係者への研修の強化

競馬法違反等の不祥事案の発生を防ぐため、厩舎関係者全般を対象に一層の自覚を促し、公正確保意識をより高める教育、指導を行った。調教師、騎手については、公正確保に関する研修はもとより、職種に応じて有用なテーマで研修を行ったほか、地方競馬の公正確保の取組を広く周知するために作成した映像に、外国人厩務員向けに外国語の音声を追加するなど効果的な実施に努めた。

調教師・騎手を協会本部に召喚して実施する研修については、対象となる者の範囲を拡大して実施した。さらに、研修の内容を強化する必要があると判断された者については、公正部と地方競馬教養センターが連携して研修を行った。

イ 管理・監視体制の強化及び違反事案に対する厳罰化

調整ルーム、業務エリア等における管理・監視体制の強化のため、主催者が行う監視カメラや携帯電話電波抑止装置の設置に対して助成を行った。

また、通信機器に関するルールに違反した者に対する処分が厳正に行われるよう主催者に進言した。さらに、騎手に対して通信機器に関するルール遵守の重要性を再認識させるとともに、令和 7 年度からは違反者に対する処分を厳罰化した。

ウ 不正行為に関する情報処理体制の充実・整備

競馬法違反行為等の不正行為の未然防止等を目的として、厩舎関係者からの報告義務の履行徹底に加え、競馬関係事業者からの情報提供を促すとともに、地方競馬における内部通報制度をその趣旨に基づいて適切に運用した。

また、インターネット上の地方競馬に関する記事や投稿、きゅう舎関係者の SNS 等について専門事業者による定期的な監視を行い、不適切な行為等を迅速に発見し、速やかに対応できる体制を取った。

エ 裁決の厳格化

裁決委員の養成と訓練を通じ、委員の質の向上を図るとともに、開催に際しては、競走の公正確保及びお客様の信頼確保のため、競走における監視を厳正に行い、認めるべき理由がなく騎手が本来行うべき扶助操作を行わない等、お客様の不信を招きかねない騎乗については、厳正に

処分等を行った。

オ 厩舎関係者の勝馬投票券購入調査の実施

厩舎関係者による地方競馬の勝馬投票券の購入を根絶するため、地方競馬の勝馬投票券を購入していないことを在宅投票事業者の協力を得て確認する調査を、調教師、騎手については協会が、厩務員については主催者が実施した。

カ 薬物陽性馬発生根絶に向けた諸施策の実施

禁止薬物・規制薬物、飼料の管理や入退厩管理の確認等厩舎巡回を強化し、主催者獣医職員との情報共有、開業獣医師に対する研修を実施するなど、禁止・規制薬物陽性馬発生の根絶に向けて取り組むとともに、主催者の薬物検査に対する助成事業を実施した。

キ 放馬事故防止の徹底

これまでに主催者等が整備した放馬事故防止施設、設備を適切に運用するため、協会職員の立会による放馬事故防止訓練の実施を徹底するとともに、対策マニュアルの改善を行い、放馬事故発生の防止を図った。

また、放馬事故が発生した競馬場等においては、現場に赴き、原因究明、再発防止策の策定に協力した。

なお、放馬事故防止対策の強化を図るため、引き続き主催者が行う施設、設備の整備への助成を行った。

ク 競走における公正確保の取組

競走における公正確保の取組を充実させるため、主催者が行う競走の監視に必要な施設、設備の設置に対する助成事業を継続した。

ケ 人馬を保護するための取組

- ・主催者、関係各所と連携してより安全性の高い騎手の装具等の導入に向けて検討するなど、引き続き騎手の安全対策に取り組んだ。
- ・また、暑さ指数が高くなる期間、時間帯の開催において、令和5年度に 取りまとめた「暑熱対策についての地方競馬の取組み」に基づいた対応を行い、酷暑からの人馬の保護と競走中の事故減少に引き続き努めた。
- ・競走馬の産地への循環を推進するため、主催者等が行う暑熱対策や足元の保護などに係る施設・機械整備に対する助成事業（下記3（1）の事業として実施）を実施した。

② 公正確保対策の実施に係る推進体制強化

ア 執務環境の点検・確認

競馬開催における公正確保の徹底を図るため、職員を派遣してすべての地方競馬場において、開催執務環境及び状況の点検を行い、不備が認められた点については改善を促した。

イ 開催執務委員のレベルアップ研修

開催執務委員のレベルアップ研修を開催し、事例を検証しながら主催者間の判断基準の統一等を図るとともに、公正確保に係る事案について主催者職員との速やかな情報の共有に努めた。

ウ (公財) 競馬保安協会への助成の拡充

馬主登録申請者の増加や公正確保に必要な調査の強化に対応するため、(公財) 競馬保安協会への助成を拡充し、調査員の増員を図った。

エ 公正確保関連団体との連携強化

「全国公正確保対策推進会議」の構成員である調教師、騎手、厩務員等の競馬関係団体のほか、(公財) 競走馬理化学研究所、(一財) 地方競馬共済会、(一社) 全国公営競馬獣医師協会等、地方競馬の公正確保を図る上で必要不可欠な業務を担う団体と公正確保の徹底への意識を共有し、連携して対策に取り組むとともに、これらの団体の公正確保に係る事業が適切に実施されるよう助成を行った。

オ 地方競馬の公正確保に係る重大事案発生時の対応

地方競馬の公正確保に係る重大事案が発生した場合は、過去の対応事例等を踏まえ、主催者における再発防止策の策定に協力するとともに、他主催者に対しても迅速に情報を共有することにより地方競馬全体で再発防止を徹底し、速やかな信頼回復に努めた。

また、主催者が行う関係者に対する処分や指導に協力した。

③ 開催執務委員の派遣

主催者の要請に基づき、裁決、決勝審判、発走の各専門職員延べ 5,548 名を開催に派遣し、公正かつ円滑な競馬の実施に努めた。(附属資料第 7 表参照)

(6) ばんえい競馬運営体制の強化に向けた支援

唯一の重種馬であることから他の主催者との連携が不足するばんえい競馬について、令和 7 年 1 月に設立された「一般社団法人 ばんえい十勝」に対し、協会から役員を派遣し、運営課題への対応など持続的発展に向けた運営体制の強化を支援した。

2. 畜産振興に関する業務

地方競馬の社会的責務を果たすため、売上の状況を踏まえ、畜産振興のための支援の拡充を図り、以下の各事業を行った実施団体に対し経費を補助した。(附属資料第8表参照)

(1) 馬(軽種馬を除く)の改良増殖推進事業

以下の事業について継続して補助を実施した。

- ・家畜改良増殖法に基づく馬の血統・繁殖登録等の実施
- ・重種馬の生産基盤強化による生産頭数の維持・拡大及び改良増殖を図るための、種雄馬及び種雌馬の導入と主要生産地等への配置
- ・重種種雌馬の保留・導入や種付け等を行った者及びばんえい競馬に出走した重種馬を生産した者に対する奨励金の交付
- ・重種馬生産地における生産飼養管理技術に関する巡回指導・講習会・研修会の開催
- ・馬事知識の普及、重種馬の能力評価法確立のための学術研究など生産技術の向上を図るための学術調査研究の実施、優良な重種馬生産者やばんえい競走引退馬に対する表彰及び馬パラチフス感染症の検査の実施等
- ・ばんえい競走重賞出走馬の生産者支援イベントの実施等
- ・重種馬の生産規模を拡大するための機械施設等整備 など

(2) 畜産経営技術指導事業

①継続事業

以下の事業について継続して補助を実施した。

- ・畜産経営に対する経営診断・指導等を行う人材の育成・スキルアップを図るため、道府県畜産協会等を対象に実施された中央団体による研修会及び資格試験の実施等
- ・畜産経営・技術・制度資金及び就農等に関する中央団体並びに道府県単位での相談窓口の整備や畜産経営指導等を実施するための畜産会組織体制の強化
- ・畜産の教育現場における家畜の飼養衛生管理の高度な知識習得を推進するため、農業高校・大学等の教職員を対象とした農場HACCP指導員及び審査員資格取得研修の実施
- ・馬の装蹄師の養成・技術向上のための講習会の開催
- ・畜産技術に関する情報の収集と畜産関係者に対する発信 など

②新規事業

新たな取組として、以下の事業に補助を実施した。

- ・畜産に係る研究成果をまとめ、大学や農業大学校等の教育機関や行政機関等に発信・普及
- ・畜産経営指導の実践に資するモデル経営設計指標及び経営指導力向上のための畜産eラーニングの作成
- ・畜産経営における施設・機械の導入にあたっての専門家によるアドバイス、施設・機械の稼働映像等の情報提供 など

(3) 畜産経営合理化事業

① 継続事業

以下の事業について継続的に補助を実施した。

- ・競走馬以外の馬に係る飼養衛生管理体制の総合的整備を図るための馬の飼養・衛生管理・防疫等に関する講習会等の開催
- ・放牧を取り入れた畜産の普及を促進するため、牛の放牧技術の普及や放牧により生産された畜産物に対する消費者の理解醸成等の取組
- ・乳牛の飼養管理の改善を図るための生乳検査の技術確立及び精度管理体制を強化するための研修
- ・野生イノシシへの豚熱用経口ワクチンの散布方法確立のための調査及び技術検証等
- ・チーズスターター（チーズ製造に必要な乳酸菌等の発酵用微生物）の国産化と普及のための、国産チーズスターターを使ったチーズの試作と安全性や性状等に関する科学的データ収集、消費者イベントの開催等
- ・各県が選抜・保有する優良な和牛種雄牛の性選別精液の需要に対応した供給体制を構築するために必要な機器の導入等
- ・家畜疾病検査の信頼性向上や家畜保健衛生所の検査能力向上に向けた精度管理に必要な標準作業手順書の検討に関する委員会や技術研修会の開催
- ・消毒効果を高める技術の畜産現場への技術移転の推進、様々な畜種の生産現場での実用化に向けた消毒効果や技術的課題の検証等

② 新規事業

新たな取組として、以下の事業に補助を実施した。

- ・種雄牛を選抜するための後代検定について、新たに取り組む短期肥育による検定データの収集支援
- ・草地について、各地域に適した品種の選定、栽培・利用の普及・指導の実施等

- ・飼養衛生管理ガイドブックを畜産分野で活躍する外国人の母国語に翻訳し、普及する取組
- ・家畜人工授精師の確保及び新たな技術習得のための講習会の開催等
など

(4) その他の畜産振興補助事業

① 継続事業

以下の事業について令和6年度に引き続き以下の事業に補助を実施した。

- ・馬事・畜産の振興並びに畜産物の消費拡大や消費者へのPRや地方競馬の売上の一部が馬事・畜産の振興等に貢献していることを広く周知するため、船橋競馬場及び門別競馬場で開催されたJBC競走、東京食肉市場まつり（品川区）、動物感謝デー（上野公園）、ばんえい記念（帯広市）における畜産フェアの実施、WEB畜産フェアによるキャンペーン等の取組、地方競馬の主要な重賞競走等の優勝馬関係者へ副賞として地域銘柄畜産物を贈呈する取組や、家畜が関わる全国各地の伝統行事等への支援、「地方競馬ミルクウィーク」と称して、全国の主催者と46道府県の畜産協会等が協同して実施する、牛乳・乳製品の消費拡大に向けた競馬場での地域牛乳・乳製品の配布事業等
- ・馬を扱う高度な専門知識・技術を持つ人材の育成プログラムを策定し実施するための体制整備。
- ・養蜂振興のための蜜源の維持・拡大に向けた害虫防除手法及び蜜源植物の選定・管理方法の検証・技術普及
- ・高病原性鳥インフルエンザの大規模発生等による鶏卵供給量の減少に備えた加工用鶏卵の安定供給を図るため、鶏卵の流通体制の実態把握と課題等の調査、検討会開催、鶏卵需要回復に向けた新商品開発等
- ・畜産物の輸出促進に資する生産者向け普及啓発及び相談体制の構築
など

② 新規事業

新たな取組として、以下の事業に補助を実施した。

- ・低評価蜂蜜の市場調査、分析、イベント会場等での普及
- ・国産畜産物に対する消費者および流通・小売り業界からの理解・支援拡大や輸出の拡大に資するための認証制度の高度化に向けた普及啓発、認証取得の推進等の取組
- ・激動する国際情勢の中で家畜の飼料や燃料、各種資材の価格が高騰する状況に対応するために、畜産物の生産コストを販売価格へ適正に反映することについて消費者の理解醸成を促進することを目的として、全国紙及び業界紙への純広告、テレビや交通サイネージ等の各種媒体

を活用した動画制作・番組放映などの取組

- ・都道府県内の消費者に対して地域の畜産業及び畜産物についての理解を深めてもらうための取組 など

(5) 地方競馬の畜産振興への貢献を周知するための取組

- ・協会独自の事業として、競走馬生産及び産業動物獣医師の仕事についての認知度向上のための児童向け書籍として「競走馬のふるさとのひみつ」及び「獣医師のひみつ」を作成するとともに、前者において地方競馬の畜産振興への貢献についても紹介。
- ・(4) その他の畜産振興補助事業①継続事業のうち、馬事畜産振興推進の各種取り組みの中で地方競馬の畜産振興への貢献についてもPRを展開。

3. 競走馬生産振興事業に対する補助

馬産地の生産基盤の強化を図り、競走馬の安定供給と強い馬づくりを推進するため、生産振興・流通対策等に係る以下の各事業を行った実施団体に対し、一号交付金からの振替とJRA特別振興資金からの交付金を原資とした補助を行った。(附属資料第9表参照)

(1) 軽種馬の改良増殖推進事業

① 継続事業

以下の事業について令和6年度に引き続き以下の事業に補助を実施した。

- ・家畜改良増殖法に基づき行われる軽種馬の血統等の登録
- ・軽種馬生産者に対する生産・育成や経営体質の強化に関する指導等
- ・優良な若馬の地方競馬への導入を推進するための2歳馬競走に対する付加賞金の交付
- ・牝馬競走の価値向上を目指す「グラウンド・ジャパン2025」に対するボーナス賞金の交付
- ・ダートグレード競走、ネクストスター競走、2歳新馬競走の1～3着馬に対する「NAR生産牧場賞」の交付

② 新規事業

新たな取組として、以下の事業に補助を実施した。

- ・軽種馬の血統登録審査の一環として実施される遺伝子改変検査の正確性向上に資するためのデータ収集および体制整備

（２）軽種馬の防疫衛生対策事業

以下の事業について継続して補助を実施した。

- ・繁殖牝馬、育成馬及び競走馬に対する予防接種や、競走馬の防疫推進

（３）経営基盤強化対策事業

以下の事業について継続して補助を実施した。

- ・軽種馬生産者や指導者への研修等の実施による知識・技術の向上や人材育成
- ・優良種牡馬・繁殖牝馬導入支援等による血統改良（種牡馬は2015年アメリカクラシック３冠馬のアメリカンファラオを導入し日本軽種馬協会静内種馬場で供用）
- ・草地・放牧地・離農跡地等の生産基盤の整備や飼料生産等の機械導入による飼養環境の改善
- ・担い手の育成に加え、市場流通の活性化や飼料等の高騰に対する給付金の交付による軽種馬生産の安定的維持・発展

４．馬産地再活性化緊急対策事業に対する補助

平成26年度に終了した馬産地再活性化緊急対策事業において実施した軽種馬生産農家への資金融資については、残存貸付金の保証及び利子補給に係る業務を引き続き適正に実施した。

５．地方競馬の魅力の向上に向けた取組

地方競馬のさらなる活性化を図るため、主催者間及びＪＲＡとの連携協調を基軸として、強い馬づくりや新しいダート競走体系の整備による地方競馬の魅力の向上に向けた取組を行った。

（１）競馬の魅力を向上させるための強い馬づくりの取組

競馬活性化計画及び「強い馬づくり計画」等に基づき、「馬」「環境」「人」の側面から、地方発の強い馬の輩出を目指して以下の事業に取り組んだ。

① 「馬」の側面から

ア ダートグレード競走等で優れた成績を残した２歳・３歳馬合計３９頭を「地方競馬強化指定馬」として選定し、当該馬が坂路等を備えた施設を利用した場合やＪＲＡ等他場に遠征した場合の経費を支援した。

イ 馬主による優良な２歳馬の導入を促進するため、２歳馬競走への付加賞金の交付への補助を引き続き実施した（上記３（１）①として実施）。

ウ 生産者の強い馬づくりへの意欲を喚起するため、ＮＡＲ生産牧場賞の

交付事業を拡充して実施した。(上記3 (1) ①として実施)

エ ダート競走における馬の能力向上に資するため、生産地の要望の大きかったアメリカンファラオの導入に対する補助(上記3 (3)として実施)を行った。

オ 馬主確保に向け地方競馬情報サイトによる広報周知を実施した。

② 「環境」の側面から

ア 強い馬づくり計画に基づき、主催者が実施した厩舎、騎手・厩務員の住環境整備等の整備事業に対して、経費を補助した。(附属資料第10表参照)

イ 外国で行われる主要な競走への地方競馬所属馬の出走を後押しするため、出走した馬へ出走奨励金、またコリアカップに優勝したディクテオンに海外競走褒賞金をそれぞれ支給した。

③ 「人」の側面から

ア 地方競馬共通の求人サイト「厩人(うまやとひと)」に、厩舎の求人情報を掲載するなど、厩舎関係者の確保につながる取組を推進した。

イ 調教・飼養管理技術力向上のための研修を行う主催者に対してJRAの協力を得て派遣講師の紹介を行ったものの、利用はなかった。

ウ デビュー後2年を経過した騎手を対象に新人騎手研修を実施し、14名が参加した。また、実務経験が2年以内の厩務員を対象にWEB講習による新人厩務員研修を実施し、17名が参加した。

エ 地方競馬の厩舎業務等について民間コンサルティング事業者を活用して行った分析の内容を踏まえ、競馬場等において新たに厩舎の安全基準を策定するための調査を実施した。

また、活動実績について、地方競馬活性化会議で報告するとともに、厩舎関係者を対象にした研修会で「厩舎の安全確保」についてプレゼンテーションを実施した。

(2) 競馬の魅力を向上させるための競走体系の整備と番組の充実

「新しいダート競走体系」の検証を行い、更なる魅力ある競走の実施と今後の国際化に向けて、主催者及び関係団体間の調整及び助言を行うとともに、有力馬の出走を促進し、魅力ある番組編成を推進するため、以下の事業に取り組んだ。

① ダートグレード競走及びシリーズ競走の整備・充実

ダート競走振興会議の事務局として、主催者、JRA及び生産者団体との連携・調整を行うとともに、日本グレード格付管理委員会に参画し円滑

な格付けを実施した。また、ダート競走の魅力を向上させるため、「ダートグレード競走」や「シリーズ競走」の出走馬の充実と新しいダート競走体系の整備を主催者及びJRAと連携して推進するとともに騎手招待競走への支援を実施した。

② 有力馬の出走奨励

ダートグレード競走等に競走の趣旨に適った有力馬の出走を促進する褒賞金を拡充した。加えて、地方所属馬の馬主に対して、3歳ダート三冠競走及び各カテゴリーの頂点競走に出走する意欲を促進する付加賞金を支給するとともに出走奨励策の周知や直接出走の働き掛けを行ったほか、今年度よりG/JpnIへの出走を促すボーナス事業を開始した。

さらに、遠隔地の有力馬の輸送負荷を軽減しダートグレード競走等への出走を促すために、引き続き教養センターを交流競走への出走拠点として利用可能としたものの、利用実績はなかった。

(3) 開催の日取り及び発走時刻の調整など競馬の開催に関する調整・助言

「競馬開催日程及び番組編成の調整方針」に従い、全国的な視野に立った開催日程や番組編成の調整・助言を行うとともに、主催者間の競合回避や地方競馬全体での競走の体系化を推進するため、以下の取組を行った。

① 開催日程及び発走時刻に関する調整

「競馬開催日程及び番組編成の調整方針」及び「開催日程調整についての考え方」を踏まえ、開催日程に関しては、「開催日割に関する主催者間の情報交換会」を実施し、開催場数の適正化を推進するとともに、JRAインターネット投票を利用した地方競馬の勝馬投票券の発売（以下「地方競馬JRAネット投票発売」という。）における基幹競走の選定に際し、競合回避や発売機会の拡大に努めた。また、開催情報入力ツール（旧：広域発売情報共有ツール）を活用して、開催日程や発走時刻の主催者間の共有を図り、情報交換の円滑化を推進するなど、地方競馬全体として効率的な開催日程と開催場数の適正化等が図られるよう調整に努めた。

② 番組編成に関する調整

ダートグレード競走及びシリーズ競走がそれぞれの実施目的を果たした上で競走の質的向上が図られるよう、年間スケジュールの中で適切に編成されるとともに、各発売チャンネルにより年間を通じてお客様に楽しんでいただけることを目指した調整を行った。

また、お客様にとって分かりやすい競走体系に向けた再整備や各シリーズ競走のさらなる盛上げに向けて、主催者間の調整や支援を行った。

6. 地方競馬の魅力の伝達とお客様の利便性向上に向けた取組

地方競馬の魅力を確実に伝達するとともに、お客様の利便性を高めることにより地方競馬の売上を拡大し、経営基盤の強化を図った。

(1) 競馬の魅力を伝達するための広報の取組

地方競馬への認知を高め、より多くのお客様に参加していただくため、以下の取組を行った。

① J R Aとの相互発売に関する情報提供

地方競馬 J R A ネット投票発売及び地方競馬の施設における J R A の勝馬投票券の発売（以下「J - P L A C E 発売」という。）を拡充した。

【地方競馬 J R A ネット投票発売の拡充に向けた取組】

スポーツ紙への発売対象競走の馬柱の掲載や、グリーンチャンネルでの主要競走の放映・情報提供番組の放映、ヤングジョッキーズシリーズの発売促進広報、競馬専門誌への発売日程や記事広告の掲載等の事業に対する補助を行った。

【J - P L A C E 発売等の拡充に向けた取組】

地方競馬の施設における J R A の勝馬投票券の発売について、主催者による、新聞・テレビ・交通広告等、多様な媒体を活用した情報提供事業に対する経費の補助を行った。（附属資料第 10 表参照）

② 競馬の魅力と認知度向上に向けた広報展開

地方競馬の楽しさをお客様に伝えるため、競馬の魅力の中心となるダートグレード競走、特に「新しいダート競走体系」の中核を担う 3 歳ダート三冠競走の意義や魅力を継続的に訴求するためのプロモーション広報を実施し、お客様の興味喚起を図った。

また、J B C 競走については、開催両主催者（船橋・門別）と連携し、ダート競馬の祭典に相応しい効果的な共同広報に取り組むとともに、各シリーズ競走等についても主催者と連携した全国的な広報展開を行った。

さらに、重点的な広報機会である年末年始については、J R A と連携を引き続き深め、活性化補助事業を最大限活用し、我が国の競馬全体の盛り上げを図り、地方競馬の売上の最大化に努めた。

③ W E B 広報の強化と地方競馬情報サイトの充実

お客様への情報提供の中核となる地方競馬情報サイトの充実、ユーザビリティの向上を図るため、コンテンツ整理を目的とした情報サイトの総合的な分析を行った。また、各種 S N S や地方競馬情報アプリを含む W E B を総合的に活用した広報展開を強化。お客様への情報発信の充実及び参加

意欲の促進に努めた。

④ 新たなお客様の定着と売上向上を目指すプロモーション事業の実施

地方競馬のライトファンや新規参加者をターゲットにして、売上向上の核となるダートグレード競走、加えてシリーズ競走の魅力をより深く伝達するため、特設サイトによる情報発信を強化した。また、地方競馬の特色の一つである女性ジョッキーを包括的にプロモーションする広報にも引き続き取り組んだ。

⑤ 社会貢献をアピールする取組

地方競馬の収益金が、馬事・畜産の振興や地方財政の改善等、社会に貢献していることを広く周知するため、ポータルサイト「地方競馬GO社会貢献部」を構築し、キャラクターを活かした情報の発信に努めるとともに、フリーペーパー「うまレター」への出稿を大幅に強化するなど、効果的なメディアミックスによる広報施策を実施。また、畜産振興補助事業としてのWEB畜産フェアや「地方競馬ミルクウィーク」などの普及啓発事業について、情報サイト等を通じてお客様にアピールを図った（上記2（4）①の事業として実施）。

⑥ 地方競馬の表彰式典の開催

関係者の功績を称えとともに、マスコミ等を通じて地方競馬に関する話題を提供する場として、「NARグランプリ2025」を開催し、成績優秀な競走馬、調教師及び騎手等の表彰を行った。また、前年度に引き続き、表彰の様子が広く伝達されるようWEBによるライブ配信を行った。

（2）システムの整備及び運用

お客様への競馬情報の的確な提供や勝馬投票券の発売に必要な地方競馬の共通基幹システムの安定的かつ円滑な運用に努めた。

第三期統合型競馬情報システム（IRIS）および第三期開催情報配信システムを構築した。IRISについては、主催者の作業効率の向上や作業ミス防止の観点からアップデートを行った。

オッズ映像システムや映像配信システムの次期更新に向けた構想については、民間コンサルタントやシステム運用事業者と連携し、共通基幹システム全体の最適化や効率化を見据え検討を進め、令和8年度以降における更新事業として主催者の合意を得た。

（3）来場促進の取組

より多くのお客様にご来場いただけるよう、主催者が取り組む来場促進策について、本年度は「新しいダート競走体系の認知促進」を共通テーマとし、当該施策に対して補助を行った。

(4) ギャンブル等依存症対策

「ギャンブル等依存症対策推進基本計画ⁱ」に基づき、主催者、公営競技団体、監督官庁と連携して、年間を通じた普及啓発活動を行うとともに、啓発週間においては主催者のホームページや競馬場内のビジョン、場内放送による啓発週間の周知を実施した。

また、協会、主催者、関係事業者等の職員の知識向上を図るため、専門家による研修をおこなったほか、教材を作成し、研修に活用できるよう配布を行った。

7. 競馬の国際化への対応

日本のダート競走の国際的な評価を高めるため、将来的に全てのダートグレード競走を国際競走とするための取組を推進し、国際セリ名簿基準委員会においてパート I 国として承認されている日本の競馬の一翼を担う機関として以下の取組を行った。

- (1) 国際競馬統括機関連盟総会（第 59 回パリ国際会議）、アジア競馬会議リヤド大会など、各種国際会議に職員を派遣し、競馬の国際化に係る諸課題への円滑な対応を行うとともに地方競馬で行うダートグレード競走の国際競走化に向けた働きかけを行った。
- (2) 海外の競馬関係者に対して、ダートグレード競走の成績等、地方競馬に関する各種統計情報の提供や海外向けに地方競馬 P R 動画を作成・情報発信し地方競馬で行うダートグレード競走の国際競走化の取組を強化した。
- (3) ダートグレード競走のより高い国際格付けの取得に向けて、レースレーティングを向上させるため、競走の趣旨に適った有力馬の出走を促すための褒賞金を拡充したほか、3 歳ダート三冠競走及び頂点競走に出走する意欲を促進する取組を行った。
- (4) J R A ハンデキャッパーと緊密に連携し、競走馬の国際的な能力指標であるレーティングの作成を行った。
- (5) 地方競馬所属馬の海外競走への出走を後押しするため、ディクテオン（大井所属）が韓国：コリアカップ（G3）に遠征した際、フェブランシェ（大井所属）が米国：ブリーダーズカップフィリーアンドメアスプリント（G1）に遠征した際、ベストグリーン（北海道所属）がサウジアラビア：サウジダービー（G3）に遠征した際に出走奨励金を支給したほか、コリア

ⁱ ギャンブル等依存症対策基本法に基づき、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 31 年 4 月 19 日に閣議決定された計画

カップに優勝したディクテオンに海外競走褒賞金を支給した。

- (6) 関係者との連絡調整を行い、必要に応じて輸出・輸入検疫に教養センターの国際検疫厩舎を活用した。

8. 適切な事業運営の確保

協会の事業を適切に運営するため、財務、人事、補助事業等について以下の取組を行うとともに、内部監査等を通じて、適正かつ効率的な事業運営に努めた。

(1) 競馬活性化計画の評価と推進

「第四期競馬活性化計画」による令和5・6年度の取組について、その実施状況や計画の目標値に対する進捗状況を確認し、その結果を「第四期競馬活性化計画中間検証報告書」として取りまとめ、地方競馬情報サイト上で公表した。

また、「第四期競馬活性化計画」の3年目として、共通基幹システムの更新や強い馬づくりに向けた主催者の厩舎等の整備への補助などを行ったほか、新しいダート競走体系の整備等に向けた奨励事業の拡充や魅力ある番組編成の推進を図り、競馬活性化計画に基づく主催者の経営基盤の強化に向けた取組が着実に実施されるよう支援した。

(2) 適切かつ効率的な事業運営の実施

適切な事業運営により、地方共同法人としての組織の役割と責務を確実に果たすとともに、事業の進捗管理及び定期的な見直しを行い、効率的な事業の実施に努めた。

(3) 中長期的な財政見通しを踏まえた健全な財政運営

競馬活性化計画に基づく資金需要等に備えた中長期的な財務見通しを踏まえて、健全な財政運営に努めた。

(4) 人材の確保・育成及び組織力向上の取組

競馬のプロ集団としての組織基盤を安定的に維持するため、計画的な職員採用により必要な人材・人員を確保するとともに、職務や階層に応じた教育・研修の強化を通じ、組織力向上に必要な人材の育成に努めた。また、業務運営の効率化及び生産性向上を図るため、畜産振興補助金申請システムの構築に着手した。

(5) 引退競走馬の福祉対策

国際的なアニマルウェルフェアへの関心の高まりを受け、「引退競走馬に関する検討委員会（事務局：J R A馬事部）」に参加し、引退競走馬の福祉に関する課題について協議したほか、引退競走馬の専門的団体（一般財団法人 Thoroughbred Aftercare and Welfare）の活動に参画している。また、引退名馬繋養展示事業への支援や引退競走馬のリトレーニングに対する支援を行っている。

教養センターにおいては、引退競走馬 9 頭を導入し、リトレーニングの上、騎手候補生の訓練馬として活用した。

(6) 補助事業や助成事業に対する監査及び協会業務に係る監査の適切な実施

畜産振興補助事業、競走馬生産振興補助事業、競馬活性化補助事業、競馬公正化促進事業の透明性、公平性の確保と適正化、効率化を図るため、事業実施主体 49 団体 203 事業（中央団体：26 団体 72 事業、地域団体：23 団体 131 事業）に対し、監査を実施した。監査により不適切な事案が見つかった場合には必要な措置を行った（補助金等一部返還 1 団体 1 事業、文書注意 6 団体 11 事業、口頭指導 4 団体 4 事業）。また、畜産振興補助事業について、外部監査法人による業務監査（協会所管部署の監査及び令和 6 年度補助事業等監査において文書注意となった団体のうち 1 団体の監査）を実施し、補助事業が適正に実施されている旨の監査意見を受けた。

協会業務に係る監査は、各部署における業務の実施状況について、監事監査と連携して内部監査を実施した。事務処理に関する指摘等はあったものの、協会業務は関係法令及び諸規程に基づき、適正かつ効率的に実施されたと認められる旨の報告を受けた。そのほか、事業運営の一層の適正化を図るため、外部監査法人による会計監査を実施し、協会の会計処理状況は適正である旨の報告を受けた。

Ⅲ. 各種会議の実施状況

1. 運営委員会の開催

- ① 第 1 回運営委員会を令和 7 年 4 月 24 日に開催し、「地方競馬全国協会定款及び地方競馬全国協会業務方法書の一部変更」について審議した。（書面決議）
- ② 第 2 回運営委員会を令和 7 年 6 月 23 日に開催し、「令和 6 年度事業報告及び決算」並びに「役員人事」について審議した。（WEB 会議）
- ③ 第 3 回運営委員会を令和 8 年 3 月 2 日に開催し、「令和 8 年度事業計画及び予算」並びに「役員人事」について審議した。（WEB 会議）

2. 評議員会の開催

- ① 第1回評議員会を令和7年4月24日に開催し、「地方競馬全国協会定款及び地方競馬全国協会業務方法書の一部変更」について審議した。（書面決議）
- ② 第2回評議員会を令和7年6月20日に開催し、「令和6年度事業報告及び決算」について審議した。
- ③ 第3回評議員会を令和8年2月27日に開催し、「令和8年度事業計画及び予算」について審議した。

3. 地方競馬活性化会議の開催

以下の事項について審議するため、計6回の地方競馬活性化会議を開催した。

- ① 令和6年度の事業報告及び決算
- ② 令和8年度の事業計画及び予算
- ③ 令和7・8年度地方競馬活性化補助事業
- ④ 令和7・8年度地方競馬JRAネット投票発売
- ⑤ 令和8年度の共通基幹システムの構築及び運用費用
- ⑥ 第三期地方競馬共同T Z Sの構築
- ⑦ 第三期統合型競馬情報システム（IRIS）の構築
- ⑧ 第三期地方競馬統合ネットワークシステムの構築
- ⑨ 開催日程等の調整案
- ⑩ 各部会からの検討状況報告 ほか

4. 地方競馬公正会議の開催

以下の事項について審議するため、計4回の地方競馬公正会議を開催した。

- ① 支援業務の実施に関する方針
- ② 令和7、8年度総合的な公正確保対策
- ③ 令和6年度総合的な公正確保対策の実施状況
- ④ 規制薬物に係る処分基準の運用要領等の改正
- ⑤ 「知事が定める帽子」の基準の新設と処分基準等の改正
- ⑥ 賞典停止の運用の見直しに関する関係規程の改正および取り扱い
- ⑦ 処分基準の運用要領の改正
- ⑧ 部会からの検討状況報告 ほか

5. その他委員会の開催

- ① 馬主登録の適否を審議するため、馬主登録審査委員会を5回開催した。
- ② 調教師及び騎手の免許試験の可否を判定するため、調教師・騎手免許試験委員会を3回開催した。
- ③ 騎手候補生の入所試験の可否を判定するため、騎手候補生入所試験委員会を1回開催した。
- ④ 畜産振興補助事業等の事業実施主体候補者の選定を行うため、畜産振興補助事業審査委員会を1回、競走馬生産振興補助事業審査委員会を1回開催した。
- ⑤ 令和6年度に実施された補助事業の事後評価等を行うため、畜産振興補助事業評価委員会を3回開催(うち各1回は書面開催)、競走馬生産振興補助事業評価委員会を2回開催(うち各1回は書面開催)した。

IV. 借入金、財政投融资資金及び国庫補助金等による資金の調達状況

該当なし

V. 子会社及び関連会社並びに関連一般社団法人等 (令和8年3月31日現在)

1. 子会社及び関連会社並びに関連一般社団法人等の状況

- ① 協会の子会社：1社 (株)日本レーシングサービス (株式所有)
- ② 協会の関連会社：該当なし
- ③ 協会の関連一般社団法人等：2法人
(一財)地方競馬共済会
(公財)畜産近代化リース協会 (出捐)

2. 子会社の名称、住所、資本金、事業内容、役員数、代表者の氏名、従業員数、協会の所有する議決権の総数に対する割合及び協会との関係

<株式会社 日本レーシングサービス>

- ① 住 所 東京都品川区勝島1-6-22 ウィラ大井オフィス棟4F
- ② 資本金 1億1千万円(発行済株式総数2,200株)
- ③ 事業内容
ア 地方競馬の勝馬投票に関する情報の集計及び伝達業務
イ 地方競馬の開催関連業務、場外勝馬投票券発売所の設置、運営及び維持・管理並びに競馬の勝馬投票券発売システムその他競馬開催に係る機械設備の設置及び運用・保守管理業務

ウ 地方競馬場外発売に関する企画・コンサルティング及び運営、管理のためのサービス提供等の業務

エ 地方競馬及び畜産に関する放送番組の制作及び供給業務

オ 地方競馬及び畜産に関する広報宣伝に係る広告代理業務

カ 地方競馬及び畜産に関する施設、機器、諸物品のリース、賃貸、売買並びに運用・保守管理業務

キ 地方競馬及び畜産に関する調査研究、資料の収集並びに情報提供業務

ク 地方競馬及び畜産に関する図書、印刷物の出版、映像ソフトウェアの製作及び販売業務

ケ 中央競馬の勝馬投票券発売に関する業務並びに関連する施設の設置運営及び維持管理業務

コ 損害保険代理業務

④ 役員数 6名(うち常勤：2名)

⑤ 代表者の氏名 代表取締役社長 杉村 正司

⑥ 従業員数 120名(うち社員嘱託等49名、契約社員68名、協会派遣3名。)

⑦ 協会の出資額及び所有する議決権の総数に対する割合 1億円、91%

⑧ 協会との関係

地方競馬の円滑な実施を図るため、勝馬投票全般に関するデータの集計及び伝達を適切に行うことは極めて重要である。よって、協会はこれらの事業を行う株式会社日本レーシングサービスに出資するとともに人的支援も行っている。また、同社は主催者からの委託により地方競馬共同T Z S等の総合運用業務を担っている。

3. 関連一般社団法人等の名称、住所、基本財産、事業内容、役員数、代表者の氏名、職員数及び協会との関係

＜一般財団法人 地方競馬共済会＞

① 住 所 東京都港区新橋5-23-7

② 基本財産 1億8千万円

③ 事業内容

ア 調教師、騎手及び厩務員並びにその遺族に対する共済事業

イ 各種の共済制度に関する調査研究等

④ 役員数 11名(うち常勤：2名)

⑤ 代表者の氏名 理事長 秋元 稔弥

⑥ 職員数 4名(協会派遣1名を含む。)

⑦ 協会の出捐額 900 万円

⑧ 協会との関係

地方競馬の調教師、騎手及び厩務員等に対する福利厚生の実施を図ることは、競馬の公正確保のために極めて重要である。よって、協会はこれらの事業を行う一般財団法人地方競馬共済会に対し出捐し、事業推進に要する経費の一部を助成するとともに人的支援も行っている。

<公益財団法人 畜産近代化リース協会>

① 住 所 東京都港区六本木 2-1-13

② 基本財産 2,500 万円

③ 事業内容

ア 畜産振興上必要な機械、施設等の貸付

イ 乗馬施設の貸付、乗馬普及

ウ 地方競馬の用に供する機械等の貸付

エ 畜産及び馬事振興に関する調査研究又は普及、啓発等

④ 役員数 9 名(うち常勤：3 名)

⑤ 代表者の氏名 理事長 高橋 孝雄

⑥ 職員数 9 名

⑦ 協会の出捐額 2,000 万円

⑧ 協会との関係

我が国の畜産及び主催者の経営合理化に資するため、畜産及び競馬関連機器等のリース事業は、限られた財源の有効活用を図るために極めて重要である。よって、協会はこれらリース事業を行う公益財団法人畜産近代化リース協会に対し出捐するとともに助成を行っている。

VI. 協会が対処すべき課題

令和 7 年度は、3 歳ダート三冠競走をはじめとする新しいダート競走体系が着実に浸透した結果、多くのお客様にご参加いただき、総売得金額は過去最高記録を更新した。一方で、騎手の通信機器の不適切な使用などの不祥事案が発生している。

今後も売上の維持・拡大を図り、畜産振興や地方財政への貢献という地方競馬の役割を果たしていくためには、公正確保の徹底が大前提であり、不祥事案の再発を防止するため、主催者と連携してさらに実効性のある対策を講じ、根絶に取り組むことでお客様からの信頼を確保し、安心して競馬を楽しんでいただける環境をつくり上げることが肝要である。

そのうえで、「第四期競馬活性化計画」の目標である地方競馬主催者の経営基盤の強化を果たすため、強い馬づくり、競走体系の整備等、地方競馬の魅力を向上させる事業をより推進する必要がある。

また、令和8年度は第四期競馬活性化計画の4年目でもあり、これまでの計画の取組内容と進捗を整理したうえで、取組に対する評価と検証を行い、それらを踏まえて現活性化計画終了後の地方競馬の今後の在り方、今後優先すべき事項や新たな仕組みについても協議し、準備することが重要である。

このような認識のもと、令和8年度は、引き続き主催者と連携して「第四期競馬活性化計画」の着実な推進を図るとともに、畜産振興や地方財政への寄与という社会的責任を果たしていく。